

認定こども園 引津保育園 重要事項説明書（令和7年度版）

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 育誠会
所 在 地	〒819-1331 福岡県糸島市志摩久家2911-3
電 話 番 号	092-328-3440
代 表 者 氏 名	理事長 大蔵 誠嗣

2 施設運営主体

施 設 の 種 類	保育所型認定こども園							
施 設 の 名 称	引津保育園							
施 設 の 所 在 地	〒819-1331 福岡県糸島市志摩久家2911-3							
連 絡 先	電話番号 092-328-3440 ファックス 092-328-3441							
管 理 者	園長 大蔵 浩子							
事 業 認 可 年 月 日	昭和28年3月3日							
法 人 認 可 年 月 日	昭和55年6月24日							
利 用 定 員	(1) 利用定員							
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号認定	-	-	-	3人	3人	4人	10人
	2号認定	-	-	-	25人	25人	25人	75人
	3号認定	10人	15人	20人	-	-	-	45人
※地域保育の需要等により、利用定員を超えて受け入れる場合があります。								
特 別 保 育 の 実 施 状 況	延長保育事業（1時間）、一時預かり事業、障害児保育事業							
職 員 体 制	※令和7年4月1日（予定）							
	職 名	常 勤						非 常 勤
	園 長	1名						
	主 幹 保 育 教 諭	2名						
	保 育 教 諭	15名						8名
	看 護 師	1名						
	子 育 て 支 援 員	2名						2名
	保 育 補 助							3名
	栄 養 士	2名						
	調 理 員							4名
	バ ス 運 転 士							3名
合 計							43名	

3 施設の運営方針

基 本 理 念 ・ 方 針	よく食べ、元気に遊び、日々を大切に生きる。
望ましい子どもの姿	<ul style="list-style-type: none"> ・健康で明るい子ども ・素直で思いやりのある子ども ・おちついて人の話が聞ける子ども

教 育 及 び 保 育 の 目 標	<p>豊かに伸びていく可能性をもつ子どもが、今を幸せに生き、又望ましい未来をつくり出すかの基礎をつちかうことを保育の目標としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとりひとりの子どもの姿を、正しく見つめて保育する。 ・常に暖かい心で接し、やさしい心を育てる。 ・保護者や地域の方々と協力して、子ども達の成長を見守る。 ・子どもの健康と安全に配慮し、よい生活習慣が身に付くように、ひとりひとりに応じた援助を行う。
----------------------	--

4 開園日、開園時間および休園日

開 園 時 間	平 日	1号認定 9:00～17:00 2号・3号認定(標) 7:00～18:00 2号・3号認定(短) 9:00～17:00
	土 曜 日	1号認定 9:00～17:00 2号・3号認定(標) 7:00～18:00 2号・3号認定(短) 9:00～17:00
	日曜日・祝日	休日
	そ の 他	【延長保育】 2号・3号認定(標) 18:00～19:00 2号・3号認定(短) 7:00～9:00、17:00～19:00 【預かり保育】 1号認定 7:00～9:00、17:00～19:00
休 園 日	【1号認定】 日祝日・春期(3/28～3/31)、夏期(8/13～8/15)、冬期(12/28～1/3) 【2・3号認定】 日祝日・国民の休日	

5 保育料金および実費徴収について

<保育料金について>

糸島市が定める条例の規定により、糸島市が決定した額の利用者負担額を毎月23日に口座振替にて納付していただきます。3歳から5歳は無料です。

<実費徴収について>

保育料のほかに、保護者にご負担いただくものとして以下のものがあります。

	3号認定	1・2号認定共通
	0歳～2歳児	3歳～5歳児
主食費	なし	800円/月
副食費	なし	4,500円
保護者会費	350円/月	350円/月
絵本代	なし	350円～450円
通園バス利用料	往復料金 2,600円/月 (片道料金 1,300円/月、兄弟児半額)	

新年度用品	1,750円～2,210円	5,735円～5,865円
長袖体操服	なし	3,000円
半そで体操服	なし	2,400円
半ズボン	なし	2,300円
紅白帽子	600円	
紅白帽子(UVガード着脱式)	1,000円	
※ 若干の価格変動がある場合があります。ご了承ください。		

<延長保育利用料(2・3号認定)>

	園児1人	園児2人	園児3人
月極め	2,800円	5,000円	7,000円
1時間延長	300円	600円	900円
2時間延長(短時間)	500円	1,000円	1,500円

<預かり保育利用料(1号認定)>

1時間	300円
2時間	500円
3時間	800円
4時間	1000円
※月極めはありません。	

<一時預かり利用料(2・3号認定)>

	0歳～2歳児	3歳～5歳児
昼食後12時まで	1,000円	700円
15時おやつ後まで	2,000円	1,500円
17時まで	2,800円	2,000円
18時まで	3,300円	2,500円

6 施設の年間行事予定

月	行事予定
4月	入園式、進級式、歯科検診、健康診断
5月	衣替え、身体測定、尿検査、園外保育、海岸清掃(年長児)、保育参観
6月	芋苗植え、海岸清掃(年長児)
7月	プール開き、七夕お誕生会、どろんこ遊び(お弁当の日)、ミニキャンプ(年長児)
8月	どろんこ遊び、プール遊び
9月	小運動会、運動会、観劇会
10月	尿検査、歯科検診、健康診断、防災センター・福岡タワー見学、芋ほり遠足、海岸清掃(年長児)
11月	衣替え
12月	小発表会、発表会、保育納め
1月	保育始め、修了・卒園記念写真撮影、クッキング体験(年長児)、不審者対策避難訓練
2月	豆まき、お別れ会、クッキング体験(年長児)
毎月の行事	身体測定、絵本配本(以上児)、お誕生会、避難訓練、お弁当の日(5月～)、布団洗濯日

7 利用の開始および終了に関する事項（2・3号認定）

利用者の内定	【1号認定】施設の管理者が定めた選考方法による。 【2・3号認定】市が行う利用調整による。
利用決定	入所承諾書の締結による。
利用の終了	当園は、利用する子ども又はその保護者が、次に掲げる状況に該当するときは、保育の提供を終了します。 1、1・2・3号認定に該当しなくなった時。（卒園を含む） 2、保護者から退園の申し出があったとき。 3、子どもの居住地の市町村と協議のうえ保育の提供の継続が適当と認められないとき。 4、その他、利用継続の重大な支障または困難が生じたとき。
退園又は転園の手続き	保護者は、当園を退園又は転園しようとするときは、原則として退園又は転園をする月の1か月前までに園長に対し退所届を提出するものとします。

8 給食について

昼食・おやつ	「身体に良い物、旬のものをおいしく食べる」ことを基本に献立を作成し、地産地消の物を取り入れた一飯一汁一菜の完全手作り給食です。保護者の方へは毎月末に献立表を配布しますので、毎日の献立はそちらをご覧ください。
アレルギー対応等	アレルギーが疑われる場合は、医師の診断書(又は指示書)を保育園に提出してください。個別にご相談の上、診断書(又は指示書)に基づき当園で除去可能なもの除去食および代替食で対応いたします。年齢に伴い、アレルギー症状がなくなりましたら「除去食解除申請書」の提出をお願いします。

9 健康管理・病気の時の対応

健康管理	集団生活ができる状態での登園となります。受け入れ職員に体調についてお知らせ下さい。前日までの発熱や嘔吐下痢などいつもと様子が違う時は、必ず受診してから登園して下さい。座薬を使用しての登園は出来ません。発熱以外にも全身症状をみて機嫌、食欲、睡眠、鼻水、目やに、腹痛、下痢、吐き気、嘔吐、発疹等にも留意して下さい。 ※保育園は低年齢の集団生活で、蔓延や重篤化し易い為、早めの対応と無理な登園は控えて頂きますよう、ご協力をお願い致します。
病気の時の対応	乳幼児は十分な免疫も獲得しておらず、抵抗力も弱く、急激に危険な状態になり易い為、早めのお迎えをお願いしております(体温が37,5℃以上や繰り返しの嘔吐、下痢、腹痛、食欲不振、機嫌不良等の全身状態)また、体温がいつもより高い、様子が違うなどの時には、状態をお知らせします。急なお迎えに備えて、連絡がすぐにとれるよう、またお迎えに来ることが出来るよう(祖父母、親戚、近隣等)お願いします。
登園届・意見書について	園ではできるだけ集団生活の場で病気が広がらないようにするため、意見書(医師記入)および登園届(保護者記入)の提出をお願いしています。症状が回復していても、意見書の提出がない場合は自宅での保育をお願いすることがあります。学校伝染病に定められていない伝染病についても、乳幼児がよくかかる感染症については、登園の目安を参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いいたします。集団生活に適應できる状態に回復してから登園するようご配慮いただきますようお願いいたします。

意見書が必要な感染症	麻しん(はしか)、インフルエンザ、風しん、水痘(水ぼうそう)、結核、百日咳、咽頭結膜炎(プール熱)、アデノウイルス感染症(咽頭炎・結膜炎)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、腸管出血性大腸菌感染症(0-157等)、新型コロナウイルス感染症
登園届が必要な感染症	溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、手足口病、伝染性紅斑(リンゴ病)、ヘルパンギーナ、ウイルス性胃腸炎(ノロ、ロタ、アデノウイルス等)、RSウイルス感染症、突発性発疹、带状疱疹
与薬について	<p>保育園での与薬は原則として取り扱わないことになっています。ただし、やむを得ない場合は、医師の「投薬指示書」(緑色)と保護者の「与薬依頼票」を提出頂いて与薬するようにしています。塗り薬の場合も同様ですが、できるだけ登園前に塗っておいていただくと助かります。目薬の与薬は取り扱っておりませんので、ご家庭にて登園前の与薬をお願いします。</p> <p>※一包ごとにお子さんの名前、日付、飲ませる時間を油性ペンなどで書いて持ってきて下さい。</p> <p>※一日に一回分だけをお預かりいたします。</p> <p>※シロップは一回分だけを容器に入れて下さい。</p> <p>※薬によっては、朝夕の2回にできるものもあるようなので、できれば医師に相談して、そのようにして頂くと助かります。</p> <p>※『与薬依頼票』は一薬と一緒に保護者が記入して園に提出して下さい。</p> <p>※3日間続けて服用して改善がみられないときは、医師に相談して下さい。</p> <p>※『投薬指示書』『与薬依頼票』とも日付に誤りがある場合は与薬できませんので、必ず確認して下さい。</p>

10 緊急時および災害時の対応について

保育中に容体の急変等があった時	保育の提供中に子どもに体調の急変があった場合は、速やかに保護者へ連絡をし、必要な措置を講じます。
管轄する消防署	糸島消防署(糸島市前原1783-1 TEL322-4222)
管轄する警察署	糸島警察署(糸島市前原中央1-6-1 TEL323-0110)
風水害等により閉園する場合	<p>1. 園の所在地域に「避難準備情報」が出たとき</p> <p>開園時間前であれば、保護者に対し、当日閉園を連絡する。</p> <p>開園時間中に避難準備情報がでた場合は、結果的に閉園となる。</p> <p>① 登園児を施設内の安全な場所や避難所に移動させる。</p> <p>② 園児の保護者に連絡し、園児を引き渡す。</p> <p>2. 事前連絡により、すべての保護者に理解を得たとき</p> <p>警報の発表や事前の台風情報により、施設に被害の可能性があり、園児の安全確保が困難な場合には、保護者に連絡をとり、自宅保育の可否の確認と依頼を行う。保護者の理解と協力により、登園児がいない場合は、結果的に閉園となる。</p>
風水害等により開園する場合	<p>1. 施設の停電や保育士の通勤不能な状況を想定の上、来援時に対する保育士の配置や非常給食を準備する。</p> <p>2. 2次災害を避けるため、できるかぎり、警報中に園児の受入れと保護者の引き渡しを避ける。</p> <p>3. 施設自体は安全であっても、周囲と孤立した状況になり園児の安全確保が困難な状況になり得る可能性があるため、限られた人材、設備や器具、備蓄食料を有効活用する。</p>

避難場所について	当園における災害時の避難場所は以下のとおりです。		
		第1避難場所	第2避難場所
	園舎の火災の場合	ドーム納骨前広場	南側海岸埋立地
	津波	園舎屋上	
	地震	引津小学校	引津公民館
引き渡しについて	災害発生後の子どもの引き渡しは、原則として当園で行うものとします。ただし、災害の状況に応じて現地で引き渡す場合があります。		
保護者と連絡が取れない時	緊急時で保護者と連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。		

11 防犯、事故防止のための措置

防犯、事故防止のための措置	当園は、園児の安全を確保するための定期的に施設整備の点検を行い、日常の保育環境の設備をしています。年に一度は消防署の立ち合いのもと救急救命法の講習を受けています。保育中の安全には十分に注意を払っておりますが、万が一の時に備えて、日本スポーツ振興センターの保険に加入しております。（保険料の一部は保護者会よりご負担いただいております。）
避難訓練	火事、地震、津波、不審者対策などを想定した避難訓練を毎月1回実施しております。また年に1回は警察署および消防署の立合いの元で避難訓練を実施しております。
非常災害用備蓄	災害などで帰宅困難となった場合の防災備蓄品（飲料水、非常用ビスケット、衛生用品など）を保管しております。また、非常用発電機や蓄電池等も備えております。

12 嘱託医および嘱託歯科医について

嘱託医	岩隈医院 院長 高妻 一郎 糸島市志摩御床91-1 TEL328-2525
嘱託歯科医	たけだ歯科クリニック 院長 竹田 茂樹 糸島市波多江駅北4-3-1-1F TEL330-8020

13 苦情等の受付について

苦情相談窓口	苦情解決責任者 園長 大蔵 浩子	苦情受付窓口 主任 池田 美紀子
	TEL092-328-3440 FAX092-328-3441 (平日9:00～17:00)	
第三者委員	井上 藤孝、高武 清	
福岡県運営適正委員会事務局	春日市原町3-1-7 クローバープラザ6階 TEL092-584-3790(平日9:00～17:00)	

14 賠償保険加入状況

保険会社	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
保険の種類	保育園賠償責任保険

15 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについて	<p>個人情報は、当園が定める個人情報取扱規程に基づき取扱います。また、次に掲げる場合には、法令に基づき第三者に対し個人情報の提供をすること又は使用することがあります。</p> <p>(1) 個人情報の提供</p> <p>ア <u>保育所児童保育要録を送付するとき</u> 小学校就学の際には、子どもの育ちを支えるための資料(保育所児童保育要録)を法令に基づき入学予定の小学校へ送付することとされており、保育に関する記録等について入学予定の小学校へ情報提供を行います。</p> <p>イ <u>緊急を要するとき</u> 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うことがあります。</p> <p>ウ <u>保育の提供にあたり市町村に対し報告が必要なとき</u> 保育を提供するにあたり知り得た個人情報のうち、法令等に基づき支給認定を行った市町村に対し報告等が必要なときは、情報提供を行います。</p> <p>(2) 個人情報の使用</p> <p>ア <u>保育料の金額の情報</u> お住まいの市町村が認定した世帯所得に基づく保育料の金額の情報は、時間外保育料の徴収など必要な範囲に限って使用します。</p> <p>イ <u>子ども及び子どもの世帯の情報</u> 提出された資料の子ども及び世帯の情報は、保育の提供に必要な範囲に限って使用します。</p>
---------------	---